

# 新型インフルエンザ等対策について

## ～新型インフルエンザ等の発生に対する危機管理～

新型インフルエンザ等対策においても  
日頃からの感染予防が重要です!!!



感染しない!

感染させない!

## 手洗い、咳エチケット

新型インフルエンザは、患者が咳やくしゃみをした時のしぶきに含まれる病原体（ウイルス）を周囲の人が吸い込むなどにより、体内に取り込むことで感染が広がっていきます。

感染の広がりを予防する一つの方法として、この感染が広がっていく経路を遮断することが必要です。そのために、手洗い、咳エチケットを行いましょう!

### 手洗い

ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先から帰宅時や調理の前後、食事前などこまめに手を洗いましょう。

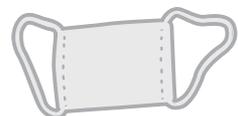


### 咳エチケット

咳やくしゃみが直接人にかからないようにカバーしましよう。

〈咳やくしゃみをするときは〉

- ・ティッシュなどで鼻と口を覆いましょう。
- ・マスクを着用しましよう。
- ・とっさの時は袖や上着の内側でおおいましょう。
- ・周囲の人からなるべく離れましよう。
- ・こまめに手洗いましょう。

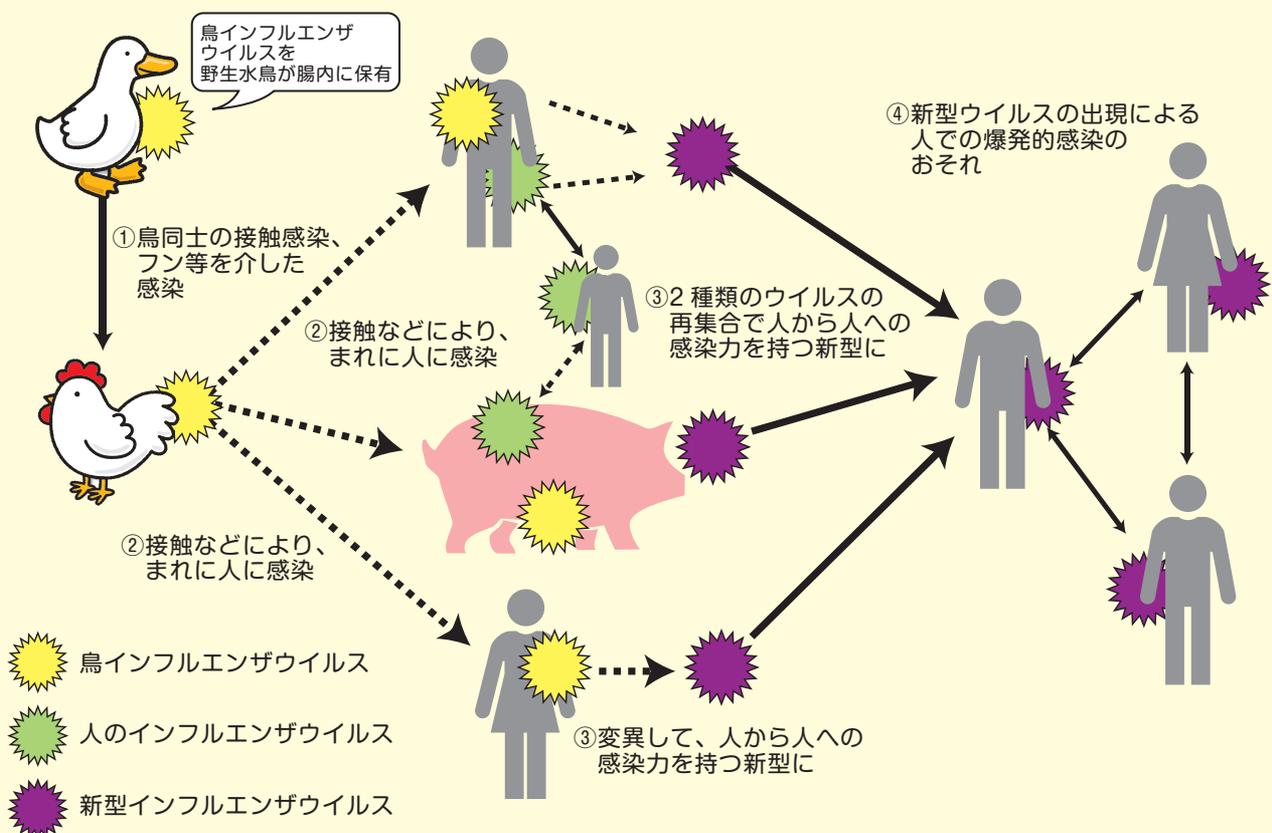


## 新型インフルエンザとは…

これまで人の間で流行を起こしたことの無いインフルエンザウイルスが、トリやブタの世界から人の世界に入り、新たに人から人に感染するようになったもの、またはかつて世界的規模で流行したインフルエンザで、その後流行することなく長期間が経過し、現在の国民が免疫を獲得していないインフルエンザです。

毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザと異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫をもっていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界的大流行（パンデミック）となるおそれがあります。

### 鳥インフルエンザが新型インフルエンザになる過程



新型インフルエンザ等対策特別措置法は、新型インフルエンザ及び全国的大流行のおそれのある新感染症（未知の感染症）に対する対策の強化を図り、国民の生命・健康を保護し、国民生活・国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的として作られました。

# 新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

## 法律が想定している一般的経過例

### 新型インフルエンザ等発生

#### 第一段階 海外で発生（病原性が不明な段階）

##### 政府対策本部立ち上げ

政府行動計画に基づき、基本的対処方針策定  
水際対策の実施等

#### 第二段階 病原性も明らかになってくる。国内に侵入

病原性等が強いおそれがある場合

##### 緊急事態宣言

催し物の制限の要請  
住民への予防接種  
臨時の医療施設 等

緊急事態宣言終了

左記以外  
本部のみ継続

対策本部の廃止

## ● 事前の準備として

- 国、都道府県、市町村は、新型インフルエンザ等の対策の実施に関する「行動計画」を作成します。
- 発生時に行政と共に対策を行う公共機関等を指定公共機関として指定します。これらの指定公共機関においては、業務計画を作成します。

## ● 新型インフルエンザ等が発生したら

- 国、都道府県において対策本部を設置します（新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置）。
- 国の対策本部において、こういった対策を講じていくかについての基本的な方針（基本的対処方針）を策定します。
- 新型インフルエンザ等の病原体の国内侵入を遅らせるため、検疫などの対策を的確に実施します。

## 新型インフルエンザ等緊急事態宣言

病原性の高い新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活や国民経済に甚大な影響を及ぼしそうな場合には、国民の生命・健康の保護、国民生活・国民経済に及ぼす影響を最小限にするため、「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」を行います。

この宣言により、必要に応じて、以下の措置を行います。

### ◆ 感染拡大を防止するため、

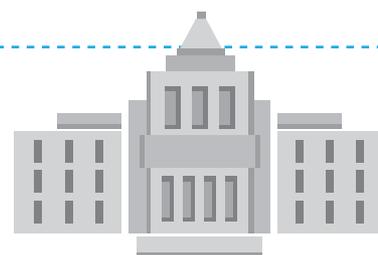
国民に対する外出自粛要請や学校、催し物等の開催の制限等の要請・指示  
住民に対する予防接種の実施

### ◆ 医療等の提供体制を確保するため、

臨時の医療施設の設置の特例、臨時の医療施設における医療の提供 等

### ◆ 国民生活・国民経済の安定のため、

医薬品等の緊急物資の運送の要請・指示  
政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用  
行政上の申請期限の延長  
政府関係金融機関等による融資 等



## 「新型インフルエンザ等に感染したかな？」と思ったら！

新型インフルエンザ等が発生した際には、帰国者・接触者相談センターが設置されます。

発熱等の症状があり、感染が疑われる場合には、まずはお住まいの自治体に設置される帰国者・接触者相談センターにご連絡ください。

さらに詳しい情報については、ホームページをご参照下さい。

内閣官房ホームページ：

<http://www.cas.go.jp/jp/influenza/index.html>

厚生労働省ホームページ：

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infulenza/index.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/infulenza/index.html)

